



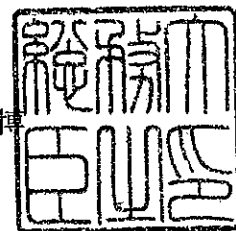
総統調第 278 号

平成 23 年 5 月 20 日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
片山 善博



諮問第 37 号

労働力調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(労働力調査に係る匿名データの作成について)

今回、総務省は、労働力調査（平成元年～平成19年）について、統計法（平成19年法律第53号）第35条第1項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 労働力調査の匿名データを作成する理由

本調査は、就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に毎月実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において利用ニーズが高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

2 作成する匿名データの種類

本調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類で行われているが、今回は基礎調査票の匿名データを作成する。

3 匿名データの作成方法の概要

適用する匿名化措置は、以下のとおりである。

- ・ 元の統計調査のレコード全てを匿名データに用いるのではなく、それに間引きを施したものを用いる（レコードのリサンプリング）。
- ・ 識別情報は、レコードから全面的に削除する。また、レコードの配列順が意味をなさないように、無作為に並べ替えを行う（識別情報の削除等）。
- ・ 特徴的な値があるレコードは、削除する（裾切りによるレコード削除）。
- ・ 極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする（トップコーディング）。
- ・ 分類事項の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする（リコーディング）。

労働力調査（平成元年 1 月～平成 19 年 12 月）に係る匿名データの作成方法（案）

労働力調査については、調査票情報（個票データ）に対して、以下の処理を施すことにより匿名データを作成する。

なお、労働力調査の調査票情報は、1 レコード 1 個人という編成であり、1 レコードにはその個人が属する世帯の情報も含まれている。

一方、調査票情報には、「勤め先・業主などの名称」、15歳以上の「氏名」、15歳未満の「男女の別」、「世帯主との続き柄」、「出生の年月」は最初から含まれていない。

調査票情報のレコード数

約 10 万レコード（約 10 万人、約 4 万世帯）

(1) リサンプリング

総務省統計局が既に一般に向けて匿名データを提供している全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査の 4 調査（以下「現行 4 調査」という。）と同様に、リサンプリング率 80%を目安としてリサンプリングを行う。リサンプリングは、地域 11 ブロック及び組符号 8 区分による層化を行ったのち、世帯を単位としてまとめた上で等確率抽出により、世帯を単位とするリサンプリング率が約 80%になるようにする。

なお、沖縄県については、リサンプリング率を約 20%とした上で各レコードに 4 倍の乗率を再付与する。

(2) 識別情報の匿名化

識別情報について、以下の匿名化を施す。

ア 地理的情報

(ア) 地理情報

調査区符号（都道府県番号、県内一連番号）、標本符号（層符号、組符号、地域符号）、世帯符号（抽出単位番号、単位内世帯番号）を削除し、全国 1 区分とするとともに、世帯単位にランダムに並べ替えを行い、一連番号を付与する。

(イ) 集計用乗率

標本データを母集団に復元するための乗率は、沖縄県において調査客体数の関係で他の都道府県に比べ値が小さくなっているために、地理的情報が判明するおそれがある。このため、匿名化措置として、リサンプリング時に沖縄県については、リサンプリング率を低め、乗率を再付与する方法を講じる。

(ウ) 県内一連番号及び層符号における受刑者施設が特定される符号のため、削除する。

イ 世帯の識別情報

(ア) 世帯人員（15歳以上総数及び15歳未満総数）

8人以上の世帯について、その世帯のレコードを削除する。

(イ) 15歳未満の男女別総数

15歳未満の男女別総数は総数に置き換える。

なお、15歳未満の世帯員は、平成14年以降は、2歳～4歳階級別に世帯人員数が調査票情報に保存されており、平成13年以前は、15歳未満の世帯人員数のみが調査票情報に保存されている。

(ロ) 同一年齢の子供の数（15歳未満 年齢階級別人員）

現行4調査においては、世帯に同一年齢で3人（三つ子）以上がいる場合は、その世帯のレコードを削除している。現行4調査と異なり、各歳の階級ではないため、厳密には三つ子であるか判断できないが、一つの階級に3人以上となる世帯のレコードは削除する。

ウ 個人の識別情報

(ア) 出生の年月

15歳以上の世帯員については、年齢5歳階級にグルーピング（リコーディング）する。なお、年齢階級の区分は現行4調査と同様とし、85歳以上をトップコーディングする。

（年齢階級区分）

15～19歳、20～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、
40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳、
65～69歳、70～74歳、75～79歳、80～84歳、85歳以上

なお、15歳未満の世帯員については、親の就業状況に影響を与える特に大きな要因と考えられることから、更に粗くグルーピング（リコーディング）することはせず、そのままの階級とする。

(イ) 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間

0.5%基準に基づき設定した結果、トップコーディングは90時間とする。

(ロ) 事業の種類（産業）、本人の仕事の種類（職業）

報告書の表章区分に合わせてリコーディングする。

(エ) 前月欄の「従業上の地位、事業の種類（産業）、勤め先・業主などの企業全体の従業者数」

前月と今月の異動の状況により、識別情報となり得るため、前月欄の「従業上の地位」、「事業の種類（産業）」、「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」は削除する。

- (オ) 県内一連番号及び層符号における自衛官・受刑者の別
職業や施設が特定される符号のため、レコードを削除する。
- (カ) 異動符号
出現数が少ないため、死亡・転出のレコードを削除する。

匿名データのチェックリスト（世帯調査用）
「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」
（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）準拠

匿名データを作成する統計データの名称及び年次

統計調査名：労働力調査（基礎調査票）
調査年：平成元年1月～平成19年12月

1 地理的情報

- (1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル：全国
②地理情報の加工の有無： 有 無

項目：調査区符号（都道府県番号、県内一連番号）、標本符号（層符号、組符号、地域符号）、世帯符号（抽出単位番号、単位内世帯番号）
方法：当該符号を削除し、全国1区分とするとともに、世帯単位にランダムに並べ替えを行い、一連番号を付与。

- (2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： 有 無

項目：集計用乗率
方法：標本データを母集団に復元するための乗率は、沖縄県において調査客体数の関係で他の都道府県に比べ値が小さくなっているために、地理的情報が判明するおそれがある。このため、匿名化措置として、リサンプリング時に沖縄県については、リサンプリング率を低め、乗率を再付与する方法を講じる。

- (3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理的情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： 有 無

- (4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： 有 無

項目：県内一連番号及び層符号における受刑者
方法：施設が特定される符号のため、削除。

2 世帯の識別情報

- (1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

世帯人員（15歳以上総数及び15歳未満総数）、15歳未満の男女別総数、同一年齢の子供の数（15歳未満年齢階級別人員）

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）

項目：世帯人員（15歳以上総数及び15歳未満総数）

方法：世帯人員8人以上の世帯のレコードを削除。

項目：15歳未満の男女別総数

方法：15歳未満の男女別総数は総数に置き換え。

項目：同一年齢の子供の数（15歳未満 年齢階級別人員）

方法：同一階級に3人（三つ子かは確認できない）以上の世帯のレコードを削除。

- (3) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置： 行っている 行っていない

3 個人の識別情報

- (1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

出生の年月、月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間、事業の種類（産業）、本人の仕事の種類（職業）、前月欄の「従業上の地位、事業の種類（産業）、勤め先・業主などの企業全体の従業者数」、県内一連番号及び層符号における自衛官・受刑者の別、異動符号

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）

項目：出生の年月

方法：15歳以上の世帯員の出生の年月を換算年齢に置き換え、5歳階級でグルーピングし、85歳以上をトップコーディング。

項目：月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間

方法：最大24時間×7日＝168時間であるが、ガイドラインにおける0.5%の基準から、90時間以上をトップコーディング。

項目：事業の種類（産業）、本人の仕事の種類（職業）

方法：報告書の表章区分に合わせてリコーディング。

項目：前月欄の「従業上の地位、事業の種類（産業）、勤め先・業主などの企業全体の従業者数」

方法：前月と今月の異動の状況により、識別情報となり得るため、前月欄の当該項目は削除。

項目：県内一連番号及び層符号における自衛官・受刑者の別

方法：職業や施設が特定される符号のため、レコードを削除。

項目：異動符号

方法：出現数が少ないため、死亡・転出のレコードを削除。

4 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加： 採用している 採用していない

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング： 行っている 行っていない

抽出方法：層化等確率抽出法（地域 11 ブロック×組符号 8 区分）

抽出率：約 80%（沖縄県については、約 20%の抽出を行った上で、4倍の乗率を再付与する。）

6 外部の情報

(1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： 有 無

(2) 母集団情報として利用している情報は何か。

国勢調査の調査区名簿

行政記録から作成した名簿（行政記録の名称： _____）

その他（具体的に記載 _____）

調査区内の世帯名簿は調査の一環として作成され、調査関係者以外の者を見ることはできない。

7 その他

(1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

実施している 実施していない

データの並び順は、世帯単位に乱数により並べ替え。

(2) サンプルング情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

ない。

(3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

3年以上。

(4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

ない。

労働力調査調査票匿名データの提供項目と匿名化措置一覧
(平成元年～平成13年)

掲載項目欄の凡例

- ：そのまま提供
●：匿名化措置を講じて提供
－：提供しない

識別情報欄の凡例

- レ：識別情報として考えられる項目

調査項目	提供項目	識別情報	匿名化措置	備考
西暦調査年月	○			
調査区符号				
都道府県番号	－	レ		
県内一連番号	－	レ	・自衛官・受刑者はレコード削除	
世帯符号				
抽出単位番号	－	レ		
単位内世帯番号	－	レ		
世帯員番号	○			
15歳以上総数	●	レ	・世帯人員8人以上の世帯のレコード削除	
15歳未満	●	レ		
男	－	レ	・15歳未満の男女別総数は、総数に置き換え	
女	－	レ		
男女の別	○			
世帯主との続き柄	○			
出生の年月	●	レ	・15歳以上の世帯員の出生年月は、5歳階級で	
元号	－	レ	グルーピングし、換算年齢に置き換え	
年	－	レ	・85歳以上でトップコーディング	
月	－	レ		
配偶の関係	○			
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別	○			
探している仕事について	○			
仕事を探し始めた理由	○			2か月目のみ調査
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間	●	レ	・90時間以上でトップコーディング	
従業上の地位	○			
勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の種類				
経営組織	○			
事業の種類（産業）	●	レ	・報告書の表章区分に合わせてリコーディング	
本人の仕事の種類（職業）	●	レ	・報告書の表章区分に合わせてリコーディング	
勤め先・業主などの企業全体の従業者数	○			
転職などの希望の有無	○			2か月目のみ調査
2か月目データ				
異動符号	－	レ	・死亡・転出はレコード削除	
前月欄				
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別	○			2か月目のみ
従業上の地位	－	レ		
事業の種類（産業）	－	レ		
勤め先・業主などの企業全体の従業者数	－	レ		
標本符号				
層符号	－	レ	・自衛官・受刑者はレコード削除	
組符号	－	レ		
地域符号	－	レ		
集計用乗率	●	レ	・沖縄県のみ乗率再付与	

労働力調査基礎調査票匿名データの提供項目と匿名化措置一覧
(平成14年～平成19年)

掲載項目欄の凡例

- ：そのまま提供
●：匿名化措置を講じて提供
－：提供しない

識別情報欄の凡例

- レ：識別情報として考えられる項目

調査項目	提供項目	識別情報	匿名化措置	備考
西暦調査年月	○			
調査区符号				
都道府県番号	－	レ		
県内一連番号	－	レ	・自衛官・受刑者はレコード削除	
世帯符号				
抽出単位番号	－	レ		
単位内世帯番号	－	レ		
世帯員番号	○			
15歳以上総数	●	レ	・世帯人員8人以上の世帯のレコード削除	
15歳未満	●	レ		
男	－	レ	・15歳未満の男女別総数は、総数に置き換え	
女	－	レ		
年齢階級別				
0～3歳	●	レ		
4～6歳	●	レ	・同一年齢階級で3人（三つ子かどうかは確認できない）以上がいる世帯はレコード削除	
7～9歳	●	レ		
10～12歳	●	レ		
13～14歳	●	レ		
男女の別	○			
世帯主との続き柄	○			
出生の年月	●	レ	・15歳以上の世帯員の出生年月は、5歳階級でグルーピングし、換算年齢に置き換え	
元号	－	レ	・85歳以上でトップコーディング	
年	－	レ		
月	－	レ		
配偶の関係	○			
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別	○			
探している仕事について	○			
仕事を探し始めた理由	○			
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間	●	レ	・90時間以上でトップコーディング	
従業上の地位	○			
勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の種類				
経営組織	○			
事業の種類（産業）	●	レ	・報告書の表章区分に合わせてリコーディング	
本人の仕事の種類（職業）	●	レ	・報告書の表章区分に合わせてリコーディング	
勤め先・業主などの企業全体の従業者数	○			
転職などの希望の有無	○			
2か月目データ				
異動符号	－	レ	・死亡・転出はレコード削除	
前月欄				
月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別	○			2か月目のみ
従業上の地位	－	レ		
事業の種類（産業）	－	レ		
勤め先・業主などの企業全体の従業者数	－	レ		
標本符号				
層符号	－	レ	・自衛官・受刑者はレコード削除	
組符号	－	レ		
地域符号	－	レ		
1/2標本集計用乗率	●	レ	・沖縄県のみ乗率再付与	2か月目のみ
集計用乗率	●	レ	・沖縄県のみ乗率再付与	

労働力調査の概要

1 調査の目的

労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、昭和21年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施している。その後、昭和25年4月から統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計調査として、平成21年4月から統計法（平成19年法律第53号）による基幹統計調査として実施している。

また、昭和57年には、地域別表章のための標本拡大、平成14年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約90万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）について調査している。

4 調査の期日及び期間

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

5 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣
(統計局長) — 都道府県知事 — 指導員 — 調査員 — 調査世帯

6 調査の方法

(1) 調査員は、担当調査区内にある全ての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの

世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画)を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により、指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。

- (2) 調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。
- (3) 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯(以下「調査世帯」という。)に調査票を配布して記入を依頼し、記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。
- (4) 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

7 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査の結果は、インターネット等で公表する。

- (1) 基本集計：基礎調査票から集計

【全国】

全国結果(月別並びに四半期、上・下半期、暦年及び年度の各平均)は、原則として調査月の翌月末に速報を公表する。

【地域】

10 地域別結果(四半期及び年平均)は、当該期間の最終月の翌月末に速報を公表する。都道府県別結果(モデル推計値；基本集計のうち主要項目のみ)は、四半期及び年平均を最終調査月の翌々月に参考として公表している。

- (2) 詳細集計：主として特定調査票から集計

【全国】

全国結果(四半期及び年平均)は、最終調査月の翌々月に速報を公表する。

【地域】

10 地域別結果(年平均)は、調査年の翌年2月に速報を公表する。

労働力調査の標本設計の概要

1 調査の範囲（母集団）

調査の範囲は、平成17年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）のうち駐留軍区域¹⁾（後置番号が7の調査区）を除く全地域に常住する人々である。ただし、駐留軍区域以外の地域にあっても、外国の外交官、外国の軍隊の軍人・軍属及びその家族は除かれる。

1) 駐留軍区域とは、駐留軍によってのみ使用されている兵舎、飛行場などの施設のある区域並びに駐留軍の軍人、軍属及びそれらの家族が居住する住宅のみが集団的にある区域をいう。

2 抽出単位

第1次抽出単位は調査区²⁾、第2次抽出単位は調査区内の住戸³⁾である。

2) 社会施設、寮等がある特定の調査区を分割して設けた単位区の場合は、これを調査区に代わる抽出単位とする。

3) 住戸とは、住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画をいう。

3 標本抽出方法

層化2段抽出法により11地域⁴⁾別に調査客体を選定している。第1次抽出単位の抽出はウエイト付き（不等確率）系統抽出、第2次抽出単位の抽出は等確率系統抽出である。

4) 11地域とは、北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各地域である。ただし、集計時に沖縄を九州と合わせて、公表時には10地域としている。

4 抽出枠

第1次抽出単位の枠は、調査区のリストである。調査区は特性によって層化され、一定の順序に配列されている。

第2次抽出単位の枠は、抽出された調査区内の住戸のリスト（名簿）である。

5 抽出率

第1次抽出率、第2次抽出率とも一定ではないが、その積は平均約1/1,100である。

6 標本の大きさ

標本の種類	標本の大きさ
第1次抽出単位（調査区）	2,912 調査区
第2次抽出単位（住戸）	約40,000 戸
調査世帯	約40,000 世帯
調査世帯の世帯員（15歳以上）	約100,000 人

7 標本の交代方式

第1次抽出単位として抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）は、4か月間継続して調査を行う。この期間の終了後、他の標本調査区に交代するが、翌年の同期には先の標本調査区で再び調査が行われる。標本調査区の交代は一斉に行わず、全体をA、B、C、Dの四つに区分し、毎月1区分ずつ交代するようにしている。

第2次抽出単位として抽出された住戸は、標本調査区の調査期間4か月のうち前半の2か月と後半の2か月とで入れ替えられるため、2か月間継続して調査が行われる。したがって、抽出された住戸に居住する世帯（以下「調査世帯」という。）は、同じ住戸に居住していれば2か月間継続して調査が行われ、また、翌年の同期に再び2か月間継続して調査が行われる。

8 自衛隊営舎内（艦船内）居住者及び刑務所等の矯正施設収容者

自衛隊区域⁵⁾（後置番号が6の調査区）及び刑務所・拘置所等のある区域⁶⁾（後置番号が5の調査区）については、調査区の抽出は行わず、それぞれ毎月、防衛省による男女別自衛隊営舎内（艦船内）居住者数及び法務省による刑務所等の矯正施設収容者数を用い、その人口から抽出率1/100で抽出している。

5) 自衛隊区域とは、陸上自衛隊、海上自衛隊ないし航空自衛隊の部隊・学校・補給処・病院などのある区域をいう。

6) 刑務所・拘置所等のある区域とは、刑務所（構外泊まり込み作業所を含む。）、拘置所、少年院及び婦人補導院のある区域をいう。

9 推定方法

国勢調査結果及び業務統計から推計した毎月末日現在の人口を基準人口とする比推定方式による。

10 実績精度の測定方法

8個の分割標本（副標本）による推定値の平均平方誤差を基に計算している。

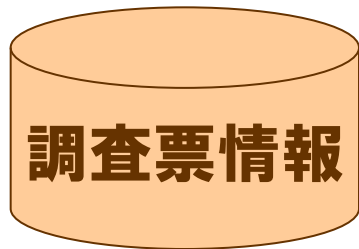
匿名データの作成方法の概要

(1) 情報の削除

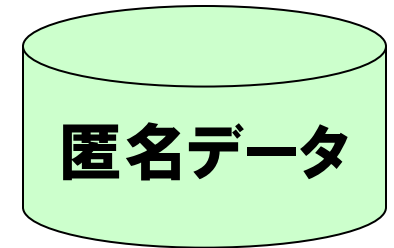
- ア：レコードのリサンプリング** 元の統計調査のレコード全て匿名データに用いるのではなく、それに間引きを施したものをを用いる。
- イ：識別情報の削除等** 識別情報は、レコードから全面的に削除する。
また、レコードの配列順が意味をなさないように、無作為に並べ替えを行う。
- ウ：裾切りによるレコード削除** 特徴的な値があるレコードは、削除する。

(2) 識別情報の階級区分統合

- ア：トップコーディング** 極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする。
- イ：リコーディング** 分類事項の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする。



労働力調査



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

平成 年 月 分 () 月 日

総務省統計局

●記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
●答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください。
●答えを数字で記入する欄は、右の例のように、枠からはみださないように、右づめで記入してください。

<数字の記入例>

縦線一本、すきまをあける、上につまみはける、はねない、角をつける

15歳以上の人全員が記入する欄

17 仕事を探していた人が記入する欄

Main survey form with 7 sections: 1. Name and sex, 2. Household head, 3. Date of birth, 4. Marital status, 5. Work status, 6. Job search, 7. Reason for job search.

この調査票は機械にかけますので、汚れたり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったり、しないでください。世帯では表も裏も太枠の中だけに記入してください。

調査区符号, 世帯符号, 基礎調査票 (枚のうち 枚目)

1か月目調査世帯のみ 記入してください 15歳未満の人について

Summary table for 15-year-olds and under, including (1) Sex, (2) Household head, (3) Date of birth.

		1	2	3	4	
8 月末1週間（ただし 12月は20～26日）に仕事をした時間 ・副業・内職・臨時の仕事などをした時間も すべて含めてください ・5欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください ・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください		時間	時間	時間	時間	
9 従業上の地位 ・臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人 ・日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます ・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます ・内職とは 自宅での賃仕事をいいます	雇われて いる人のうち 常雇 の人 臨時 雇の 人 日雇 の人	会社 などの 役員 自営業 雇い 人あり 自営業 雇い 人なし 内 自家 営業 の手 伝い 職	雇われて いる人のうち 常雇 の人 臨時 雇の 人 日雇 の人	会社 などの 役員 自営業 雇い 人あり 自営業 雇い 人なし 内 自家 営業 の手 伝い 職	雇われて いる人のうち 常雇 の人 臨時 雇の 人 日雇 の人	会社 などの 役員 自営業 雇い 人あり 自営業 雇い 人なし 内 自家 営業 の手 伝い 職
	10 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の種類 ・その他には 官公庁・公社・公団・私立学校・その他の法人・団体などが含まれます ・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください	個人 会社 その他	個人 会社 その他	個人 会社 その他	個人 会社 その他	個人 会社 その他
11 本人の仕事の種類 ・本人の仕事の内容をくわしく書いてください		「基礎調査票の記入のしかた」の書き方の例を参考にして くわしく書いてください				
12 勤め先・業主などの企業全体の従業者数 ・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者数を記入してください ・官公庁や国営・公営の事務所に雇用されている人は官公とします		1 2 5 10 30 100 500 1000 官 人 人 人 人 人 人 人 人 上 公 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官 人 人 人 人 人 人 人 人 上 公 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官 人 人 人 人 人 人 人 人 上 公 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官 人 人 人 人 人 人 人 人 上 公 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
13 転職などの希望の有無 ・転職・転業をしたいか 又は いまの仕事のほか何か別の仕事もしたいか 及び それらの仕事を探しているかないかについて記入してください		転職希望の 人のうち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 別の仕事も したい人の うち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 転職も別 の希望し ない人	転職希望の 人のうち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 別の仕事も したい人の うち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 転職も別 の希望し ない人	転職希望の 人のうち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 別の仕事も したい人の うち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 転職も別 の希望し ない人	転職希望の 人のうち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 別の仕事も したい人の うち 仕事を 探して いる 仕事を 探して いない 転職も別 の希望し ない人	

この調査票は 機械にかかけますので 汚したり 丸めたり 最初に折られている以上に折ったり しないでください

電話
局番
番

わからないことがあった場合、問い合わせに利用させていただきます。

調査員記入欄	前月調査以後の異動 ※2か月目のみ記入	継続 <input type="checkbox"/>	新 15 <input type="checkbox"/>	転 入 <input type="checkbox"/>	追 加 <input type="checkbox"/>	転 出 <input type="checkbox"/>	除 外 <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>	0～3歳 <input type="checkbox"/>	4～6歳 <input type="checkbox"/>	7～9歳 <input type="checkbox"/>	10～12歳 <input type="checkbox"/>	13～14歳 <input type="checkbox"/>
	15歳以上総数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	15歳未満	男 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	女 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人